



茨城県報

号外第 5 0 号

平成10年 3 月30日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 (環境対策課) 1
- 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の水域類型の改訂 (") 1

告 示

茨城県告示第 3 5 4 号

環境基本法 (平成 5 年法律第 9 1 号) 第 1 6 条第 2 項の規定に基づく環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令 (平成 5 年政令第 3 7 1 号) の規定に基づき、桜川水域が該当する水域類型を次のとおり定める。

平成 1 0 年 3 月 3 0 日

茨城県知事 橋 本 昌

桜川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域 名	水 域 の 範 囲	該当類型	達成期間	備 考
桜 川	全域 (沢渡川, 逆川を含む)	C	□	那珂川水域

注) 1 該当類型の欄は、水質汚濁に係る環境基準について (昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号) 別表 2 の河川の表の類型を適用する。

2 達成期間の欄「□」は、5 年以内で可及的速やかに達成することを示す。

茨城県告示第 3 5 5 号

環境基本法 (平成 5 年法律第 9 1 号) 第 1 6 条第 2 項の規定に基づく環境基準に係る水域及び地域指定権限の委任に関する政令 (平成 5 年政令第 3 7 1 号) の規定に基づき、昭和 4 8 年茨城県告示第 5 7 1 号で告示した中丸川水域及び早戸川水域、昭和 4 9 年茨城県告示第 2 1 8 号で告示した湫沼川 (1) 水域、湫沼川 (2) 水域、湫沼前川水域、寛政川水域、大谷川水域及び石川川水域並びに昭和 5 0 年茨城県告示第 4 0 3 号で告示した藤井川水域、塩子川水域、緒川水域、久慈川水域、八溝川水域、押川水域、滝川水域、玉川水域、浅川水域、山田川水域、里川水域及び茂宮川水域が該当する水域類型を、次のとおり改め、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

平成 1 0 年 3 月 3 0 日

茨城県知事 橋 本 昌

久慈川水域、茂宮川水域、里川水域、山田川水域、浅川水域、玉川水域、滝川水域、押川水域、八溝川水域、中丸川水域、早戸川 (1) 水域、早戸川 (2) 水域、藤井川水域、塩子川水域、緒川水域、湫沼川 (1) 水域、湫沼川 (2) 水域、

石川川水域、大谷川水域、寛政川水域及び湫沼前川水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の改訂

水 域 名	水 域 の 範 囲	該当類型	達成期間	備 考
久 慈 川	全域	A	イ	久慈川水域
茂 宮 川	全域	C	イ	
里 川	全域	A	イ	
山 田 川	全域 (竜神川を含む)	A	イ	
浅 川	全域	B	イ	
玉 川	全域	B	ロ	
滝 川	全域	B	イ	
押 川	全域	A	イ	
八 溝 川	全域	A	イ	
中 丸 川	全域 (大川、本郷川を含む)	C	ハ	那珂川水域
早 戸 川 (1)	田彦水門より上流 (大井川を含む)	B	ロ	
早 戸 川 (2)	田彦水門から那珂川との合流点まで	C	ロ	
藤 井 川	全域	A	イ	
塩 子 川	全域	AA	ハ	
緒 川	全域	A	イ	
湫 沼 川 (1)	湫沼流入点より上流 (飯田川を含む)	A	ロ	湫沼川水域
湫 沼 川 (2)	湫沼流出点から那珂川との合流点まで	B	イ	
石 川 川	全域	A	ハ	
大 谷 川	全域	B	イ	
寛 政 川	全域	A	ハ	
湫 沼 前 川	全域	B	ロ	

注) 1 該当類型の欄は、水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)別表2の河川の表の類型を適用する。

2 達成期間分類は、次のとおりとする。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- (3) 「ハ」は、5年を越える期間で可及的速やかに達成

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029(221)8111(代)